

専用水道給水開始届 審査基準

水道法

(給水開始前の届出及び検査)

第十三条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

(準用)

第三十四条 第十三条、第十九条(第二項第三号及び第七号を除く。)、第二十条から第二十二條の二まで、第二十三条及び第二十四条の三(第七項を除く。)の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第一項	厚生労働大臣	都道府県知事
第十九条第二項	事項	事項(第三号及び第七号に掲げる事項を除く。)
第二十四条の三第二項	厚生労働大臣	都道府県知事
第二十四条の三第四項	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号(第三号及び第七号を除く。)
第二十四条の三第六項	第十七条、第二十条から第二十二條の三	第二十条から第二十二條の二
	第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条(第二項	第三十六条第二項並びに第三十九条(第一項
第二十四条の三第八項	同項各号	同項各号(第三号及び第七号を除く。)

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

水道法施行規則

(工事設計書に記載すべき水質試験の結果)

第三条 法第七条第五項第三号(法第十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。

(給水開始前の水質検査)

第十条 法第十三条第一項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

(給水開始前の施設検査)

第十一条 法第十三条第一項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行うものとする。

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条	第七条第五項第三号(法第十条第二項において準用する場合を含む。)	第三十三条第四項第三号
第十条第一項	第十三条第一項	第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項
第十一条	第十三条第一項	第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項
	給水装置	給水の施設

水道法施行細則

(給水開始届)

第十七条 法第三十四条第一項において準用する法第十三条の規定による届出は、専用水道給水開始届(別記第二十三号様式)により行うものとする。